

令和2年度（2020年度）使用中学校用教科用図書採択理由

（釧路市教育委員会）

令和2年度（2020年度）に使用する中学校用教科用図書（道徳以外）について、第20教科用図書採択地区教育委員会協議会において協議し決定されたものを採択した。

釧路市教育委員協議会における令和2年度（2020年度）使用中学校用候補教科書 審議結果

審議日時：2019年（令和元年）6月11日（火） 審議会場：釧路市教育委員会学校教育部会議室

教科名	理 由	教科書発行者
国 語	平成30年度の文部科学省検定において新たな教科書の申請が無く、学習指導要領の改訂に伴い、使用期間が令和2年度の1年間であり、また、平成27年度採択時に綿密な調査研究がなされていること、平成28年度から4年間の使用実績において支障がなかったことから、現在使用している教科書を継続使用とする。	教育出版
書 写	同上	教育出版
社会 (地理)	同上	教育出版
社会 (歴史)	同上	教育出版
社会 (公民)	同上	教育出版
地 図	同上	帝国書院
数 学	同上	東京書籍
理 科	同上	教育出版
音 楽 (一般)	同上	教育芸術社
音 楽 (器楽)	同上	教育芸術社
美 術	同上	日本文教出版
保健体育	同上	学研教育みらい
技術家庭 (技術)	同上	東京書籍
技術家庭 (家庭)	同上	東京書籍
英 語	同上	教育出版
特別支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がいが多岐にわたり重度・重複化していることから、実態や障がいの程度・発達に即した教科用図書を選定することが望ましい。 よって、調査委員会の調査研究のとおり選定することとし、各学校における選定にあたっては各々の生徒に最も適切なものを選定することとする。 	調査委員会の教科用図書選定のとおり

特別支援学級に在籍する生徒が使用する教科用図書の選定について

特別支援学級に在籍する生徒が使用する教科用図書の選定については、設置される特別支援学級の障がい種別が多岐にわたり、生徒によって障がいの程度に大きな差があったり、障がいの重複や変化等が度々見受けられる状況のもと、各々の学級の実態や生徒一人ひとりの障がいの程度・発達に即した教科用図書を使用するのが望ましいという観点から、下記のとおりとする。

記

第 20 教科用図書採択地区において採択した文部科学省検定済教科書（以下、検定済教科書）の当該学年用を使用することが教科によって適当でない場合は、次の教科用図書を選定することとする。

- ・検定済教科書の下学年用
- ・文部科学省著作教科書（☆印教科書）
- ・学校教育法附則第 9 条に規定する一般図書

なお、教科用図書の選定にあたっては、次の事項に十分留意するものとする。

- ・生徒の障がいの程度、種類、能力、特性の上から最も適切なものであること
- ・教科の目標に沿った内容であること
- ・生徒がこれまでに使用してきた教科用図書との関連を踏まえること
- ・分冊、図書の形態など、教科用図書の条件に留意すること
- ・生徒の実態に合わせ単年度ごとに検討し、選定に幅をもたせること